

国立大学法人東京工業大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う業務評価の評価結果を勘案し、期末特別手当について、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができることとなっている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	都市手当の支給率を14.8%から15.5%に引上げ(21.4.1施行) 期末特別手当の年間支給割合を3.3月分から3.1月分に引下げ 基本給月額を0.35%引下げ(21.12.1施行)
理事	都市手当の支給率を14.8%から15.5%に引上げ(21.4.1施行) 期末特別手当の年間支給割合を2.25月分から2.08月分に引下げ 基本給月額を0.32%引下げ(21.12.1施行)
理事(非常勤)	該当無し
監事	都市手当の支給率を14.8%から15.5%に引上げ(21.4.1施行) 期末特別手当の年間支給割合を3.3月分から3.1月分に引下げ 基本給月額を0.27%引下げ(21.12.1施行)
監事(非常勤)	常勤監事の都市手当の支給率の改正に伴い、日給を約0.8%増額 (21.4.1施行) 常勤監事の基本給月額の改正に伴い、日給を約0.3%減額(21.12.1施行)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 21,590	千円 13,688	千円 5,780	千円 2,121 (都市手当)			
A理事	千円 15,942	千円 11,052	千円 3,132	千円 45 (通勤手当) 1,713 (都市手当)			
B理事	千円 15,994	千円 11,052	千円 3,132	千円 97 (通勤手当) 1,713 (都市手当)			
C理事	千円 16,142	千円 11,052	千円 3,132	千円 245 (通勤手当) 1,713 (都市手当)			
D理事	千円 15,982	千円 11,052	千円 3,132	千円 85 (通勤手当) 1,713 (都市手当)			

E監事	千円 9,232	千円 6,544	千円 1,567	千円 105 1,014 (通勤手当) (都市手当)	7月1日		
F監事 (非常勤)	千円 680	千円 680	千円 0	千円 0 ()		6月30日	
G監事 (非常勤)	千円 4,156	千円 4,156	千円 0	千円 0 ()			

注1:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「 」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

業務の見直し・効率化を図りつつ、適正な人件費の管理に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合したものとすることを基本とした。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教職員の個人評価を適切に行うとともに、インセンティブを加味した賃金制度を構築し、教職員の活動意欲の向上を図る。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	勤務成績の特に優秀な者の勤勉手当の成績率を、最高140/100まで可能としている。
基本給月額 (昇給)	勤務成績を反映した次の昇給号俸数を設定している。 55歳未満 優秀: 6号俸、良好(標準): 4号俸、良好未満: 2号俸以下 55歳以上 優秀: 4号俸、良好(標準): 2号俸、良好未満: 1号俸以下 特定職員 優秀: 4号俸、良好(標準): 2号俸、良好未満: 1号俸以下 平成22年3月31日までの間は、「55歳未満」の「良好(標準)」の号俸数は、「4号俸」を「3号俸」と読み替える。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

勤務1時間当たりの賃金額の算出

所定勤務時間を1日8時間から1日7時間45分に変更したことに伴い、月当たりの勤務時間数を160時間から156.29時間に引下げ(21.4.1施行)

基本給月額

初任給を中心とした若年層を除くすべての基本給月額について、平均改定率0.2%の引下げ(特定職員(一般職(一)7級以上、教育職(一)5級及び教育職(二)4級)については平均0.3%以上の引下げ)(21.12.1施行)

都市手当

支給率を14.8%から15.5%に引上げ(21.4.1施行)

期末手当

年間支給割合を3.0月分から2.75月分に引下げ

勤勉手当

支給限度総額を、勤勉手当基礎額等の75.0/100から70/100に引下げ
成績良好者の成績率を59.5/100から51/100に引下げ

期末特別手当

廃止し、期末手当(一定率分)と勤勉手当(成績査定分)に再編(21.6.1施行)

住居手当

自宅に係る住居手当(新築・購入後5年に限り支給、月額2,500円)を廃止(21.12.1施行)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,466	45.9	8,330	6,159	133	2,171
事務・技術	431	41.9	6,006	4,477	134	1,529
教育職種 (大学教員)	984	47.5	9,360	6,899	131	2,461
技能・労務職種	2	51.5	6,081	4,626	172	1,455
教育職種 (附属高校教員)	46	46.8	8,157	6,148	173	2,009
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					
指定職種	1					

再任用職員	13	62.4	3,800	3,221	180	579
事務・技術	13	62.4	3,800	3,221	180	579

非常勤職員	10	39.3	4,223	3,167	94	1,056
事務・技術	9	37.6	3,580	2,722	99	858
教育職種 (外国人教師等)	1					

[年俸制適用者]

非常勤職員	284	41.6	5,572	5,572	0	0
事務・技術	87	45.6	3,962	3,962	0	0
教育職種 (大学教員)	197	39.8	6,284	6,284	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員区分及び任期付職員区分は該当者がいないため省略。
年俸制適用者の常勤職員区分、在外職員区分、任期付職員区分及び再任用職員区分は該当者がいないため省略。

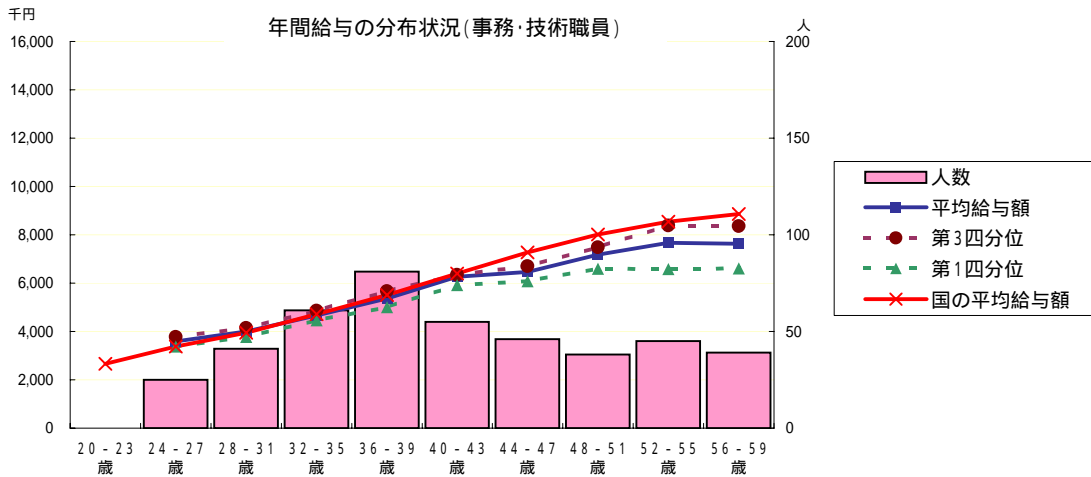
注3:常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、再任用職員区分の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、非常勤職員区分の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)及び年俸制適用者の非常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため省略。

注4:常勤職員区分のその他医療職種(医療技術職員)及びその他医療職種(看護師)及び指定職種及び非常勤職員区分の教育職種(外国人教師等)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注5:技能・労務職種とは、守衛、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注6:対象は、平成22年4月1日に在職している者のうち、平成21年度中の月例給与及び賞与を減ぜられることなく支給された者。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、
まで同じ。)

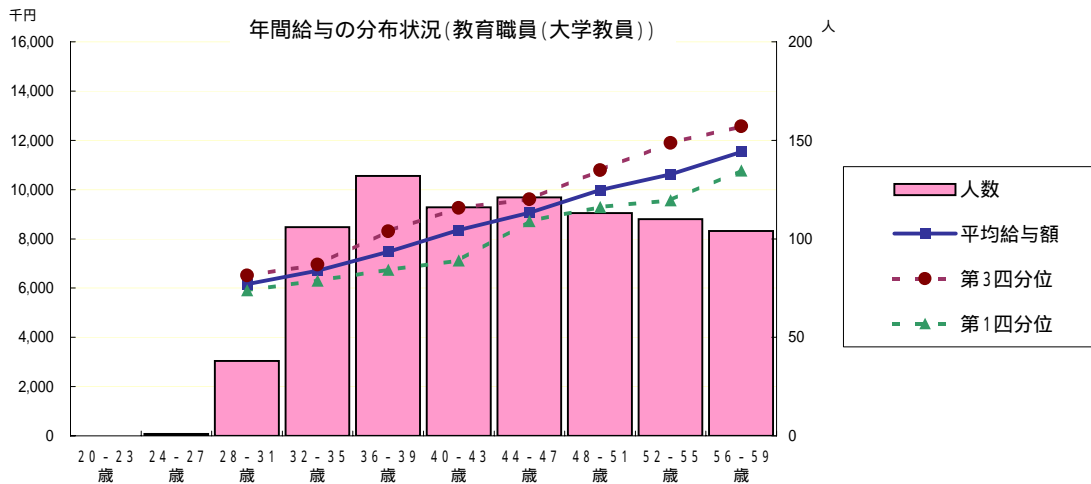


注: 年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・事務局長	1	-	-	-	-
・部長	6	52.5	9,798	10,183	10,636
・課長・同相当職	25	52.7	8,487	8,749	9,036
・グループ長(課長補佐相当)	28	54.0	7,209	7,588	7,733
・同相当職					
・グループ長(主査相当)・同相当職	126	46.7	6,061	6,480	6,841
・主任・同相当職	90	43.2	5,508	5,849	6,264
・一般職員・同相当職	155	32.7	3,903	4,388	4,839

注: 事務局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注: 年齢24~27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については、表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	359	56.6	10,607	11,542	12,203
・准教授	309	45.4	8,683	9,075	9,505
・講師	12	38.2	7,065	7,656	8,069
・助教	295	38.8	6,457	6,729	7,061
・教務職員	9	52.6	5,986	6,233	6,531

職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		一般職員 技術職員	一般職員 主任 技術職員	グループ長 (主査相当) 主査 専門職員 主任 技術専門員	グループ長 (主査相当) 主任技術専門員	グループ長 (課長補佐相当) グループ長 (事務長補佐相当) 主任技術専門員	課長 室長 事務長	部長 次長	部長	事務局長
人員 (割合)	431 人	25 (5.8%) 人	137 (31.8%) 人	187 (43.4%) 人	43 (10.0%) 人	20 (4.6%) 人	14 (3.2%) 人	4 (0.9%) 人	0 (0.0%) 人	1 (0.2%) 人
年齢(最高 ~最低)		45 ~ 24 歳	44 ~ 27 歳	59 ~ 36 歳	59 ~ 47 歳	59 ~ 40 歳	59 ~ 43 歳	57 ~ 41 歳		
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,955 ~ 2,427 千円	4,253 ~ 2,683 千円	5,836 ~ 3,695 千円	5,971 ~ 5,067 千円	6,824 ~ 5,032 千円	7,581 ~ 6,091 千円	7,881 ~ 7,332 千円		
年間給与 額(最高 ~最低)		3,920 ~ 3,184 千円	5,663 ~ 3,597 千円	7,866 ~ 4,959 千円	8,251 ~ 6,991 千円	8,998 ~ 7,131 千円	10,047 ~ 8,292 千円	10,743 ~ 9,940 千円		

注:9級における該当者が各2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	984 人	9 (0.9%) 人	295 (30.0%) 人	12 (1.2%) 人	309 (31.4%) 人	359 (36.5%) 人
年齢(最高 ~最低)		57 ~ 33 歳	64 ~ 27 歳	50 ~ 30 歳	64 ~ 32 歳	64 ~ 41 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,982 ~ 4,368 千円	5,973 ~ 3,870 千円	6,517 ~ 5,047 千円	7,652 ~ 4,845 千円	12,739 ~ 6,147 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		6,615 ~ 5,603 千円	7,993 ~ 5,016 千円	8,809 ~ 6,907 千円	10,688 ~ 6,645 千円	16,551 ~ 8,472 千円

賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.1%	65.7%	64.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.9%	34.3%	36.0%
	最高~最低	47.2~31.3%	44.4~25.9%	44.7~28.4%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.1%	68.0%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.9%	32.0%	34.3%
	最高~最低	51.2~27.7%	41.7~24.2%	46.3~25.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	65.9%	65.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4%	34.1%	34.7%
	最高~最低	49.7~0.0%	46.9~0.0%	47.7~0.0%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	66.5%	70.6%	68.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.5%	29.4%	31.3%
	最高~最低	52.4~0.0%	47.3~0.0%	49.5~0.0%

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

93.7

対他の国立大学法人等

107.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

108.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容					
指数の状況	对国家公務員 93.7					
	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案 84.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 92.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 83.3</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 84.3		学歴勘案 92.0	
参考	地域勘案 84.3					
	学歴勘案 92.0					
	地域・学歴勘案 83.3					
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 65.1% (国からの財政支出額 30,565百万円、支出予算の総額 46,941百万円:平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を超えているが、累積欠損はなく、对国家公務員の給与水準との比較指標も100を下回っており、適切な状態であると考えられる。</p>					
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める。					

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標

106.1

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、一昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,095,964	千円 14,587,194	千円 (%) 491,230 (3.4)	千円 (%) 1,264,663 (8.2)
退職手当支給額 (B)	千円 1,332,390	千円 1,521,268	千円 (%) 188,878 (12.4)	千円 (%) 385,106 (22.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,756,629	千円 5,067,492	千円 (%) 689,137 (13.6)	千円 (%) 3,069,001 (114.2)
福利厚生費 (D)	千円 1,916,472	千円 1,911,747	千円 (%) 4,725 (0.2)	千円 (%) 19,274 (1.0)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 23,101,455	千円 23,087,701	千円 (%) 13,754 (0.1)	千円 (%) 1,399,957 (6.5)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される教職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与等の増減の要因分析

「給与、報酬等支給総額」は、対前年度比3.4%の減となっている。

これは、次の要因による。

- ・給与制度の改正(期末・勤勉手当、基本給月額の下下げ等)により支給額が減じた。
- ・教員の流動性が高まったことにより、欠員が生じた。
- ・教授の選考にあたっては、その資格を、当該分野における同世代の研究者の中で、世界最優秀のレベルに達している者又は当該レベルに近い者であると認められることとしていることから、選考に相当の時間を要し、結果的に欠員が生じた。
- ・平成18年4月に給与制度を改定し、60歳を超えた年度以後の大学教員について、次の改正をした。
 - ・基本給月額の下引きに伴う経過措置を適用しない。
 - ・勤勉手当の不支給(平成20年度:経過措置として勤勉手当に相当する額の1/4の額の特別手当を支給。平成21年度:不支給。勤務成績優秀者には、別途、特別手当を支給。)

「非常勤役職員等給与」は、対前年度比13.6%の増となっている。

これは、次の要因による。

- ・外部資金の増加により非常勤職員を雇用した。
- ・常勤職員の都市手当の支給率の引上げに伴い、一部の非常勤職員の時間給を増額改定した。

「最広義人件費」は、対前年度13,754千円の増となっている。

これは、次の要因による。

- ・給与、報酬等支給総額及び退職手当支給額が減額したにもかかわらず、外部資金の増加による非常勤職員の雇用経費が大幅に増加した。

人件費削減の取組の状況

)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された

総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

)法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏ま

えた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

)上記)及び)の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	15,880,307	14,855,269	14,819,943	14,587,194	14,095,964
人件費削減率 (%)		6.5	6.7	8.1	11.2
人件費削減率(補正值) (%)		6.5	7.4	8.8	9.5

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度、平成21年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし。